日本薬学図書館協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この会は、日本薬学図書館協議会と称し、その略称を薬図協とする。
- 2 この会の英文名は、The Japan Pharmaceutical Library Association と表示し、その略称を JPLA とする。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この会は、薬系大学、製薬企業、研究所の図書館(室)が薬学の情報や知識を得るため の活動の推進および相互の連携を図ることによって、図書館(室)利用者を支援し、もって薬 学教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 図書館に関する調査、研究および情報発信
 - (2) 会員の資質の向上のために必要な研修事業
 - (3) 図書館資料等の情報収集・提供、相互利用、共同購入
 - (4) 機関誌および薬学に関する図書の刊行
 - (5) 学会等におけるシンポジウムの企画・運営
 - (6) 国内外の関連機関・団体との連携・交流および共同事業の実施
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

- 第5条 この会に次の会員を置く。
 - (1) 正会員A この会の目的に賛同して入会した薬学系大学・学部の図書館(室) およびこれに準ずる研究所図書館(室)
 - (2) 正会員B この会の目的に賛同して入会した薬学関連企業等の図書館(室)
 - (3) 正会員 C この会の目的に賛同して入会した大学およびこれに準ずる研究所等の図書館 (室)
 - (4) 正会員D この会の目的に賛同して入会した企業等の図書館(室)
 - (5) 個人会員 この会の目的に賛同して入会した個人
 - (6) 協賛会員 この会の目的に賛同し、この法人を援助する団体または個人
 - (7) 名誉会員 この会の活動に対して顕著な功績があったとして理事会が承認した個人あるいは団体
- 2 前項の会員のうち正会員および個人会員をこの会の構成員とする。

(入会)

- 第6条 この会の会員(名誉会員を除く。)になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の申込があった場合には、第3条の目的および第4条の事業内容に照らし、かつ 公平に入会の可否を判断するものとする。
- 3 会長は、第1項の者の入会を認めない申込者に対して、速やかに理由を付した書面をもって通 知しなければならない。

(入会金および年会費)

- 第7条 正会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。
- 2 個人会員および協賛会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 4 既納の入会金および年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 成年被後見人または被保佐人となったとき
 - (3) 死亡、失踪宣言または会員である団体が解散したとき
 - (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき
 - (5) 除名されたとき

(退会の届出)

第9条 会員は、所定の退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(会員の停止および除名)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議により、会長が期を定めて当該会員の権利の行使を停止、またはこれを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この会則その他の規則に違反したとき
 - (2) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名した場合は、会長はその会員に対して通知しなければならない。 (会員資格喪失に伴う権利および義務)
- 第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、この会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、すでに発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、全ての構成員をもって構成し、総会における議決権は、1 構成員につき 1 個とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 会則の変更
- (3) 事業報告および決算
- (4) 入会金および年会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとしてこの会則で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として事業年度終了の翌日から 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、副会長が招集する。
- 3 総構成員の5分の1以上から、会長に対し総会の目的である事項および招集の理由を示して、 総会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求が行われたときは、会長はすみやかに臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれを行う。

(定足数)

第17条 総会は構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

- 第18条 総会の決議は、出席した構成員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使)

- 第 19 条 総会に出席できない構成員は、予め通知された事項について書面または電磁的な方法を もって議決し、または議決の行使を委任できる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第20条 会長および理事または構成員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合に おいて、その提案に構成員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 監事は、理事またはこの会の使用人を兼ねることはできない。

(役員の選任)

- 第23条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長および専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務)

- 第24条 理事は理事会を構成する。
- 2 理事は、この会則ならびに総会の決議を順守し、この会のために忠実にその職務を執行する。
- 3 会長はこの会を代表し、その業務を執行する。
- 4 副会長は会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 専務理事は会長および副会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務および財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要な意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第26条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。
- 2 役員は、再任することができる。
- 3 欠員として選任された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第27条 理事および監事は、総会の決議により解任することができる。

(報 酬)

- 第28条 理事および監事は、無報酬とする。
- 2 理事および監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第30条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長および専務理事の選任および解任
 - (4) 名誉会員の選任
 - (5) 総会の開催の日時および場所ならびに総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更および廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分および譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) この会の業務の適正性確保のための必要な体制の整備

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(議 長)

- 第33条 理事会の議長は、会長がこれを行う。
- 2 会長が欠けたときはまたは会長に事故あるときは、副会長が議長に当たる。

(決 議)

- 第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 会長が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事録については、議事録を作成する。
- 2 会長および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章 顧 問

(顧問)

第37条 この会は、顧問を若干名置くことができる。

(顧問の委嘱)

- 第38条 顧問は、この会の目的に賛同する図書館関係者および学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 2 顧問は会長に対してこの会の運営上必要と認める事項について助言する。
- 3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第8章 地区会

(地区会)

- 第39条 この法人に地区会を置くことができる。
- 2 地区会は、地区協議会を設け、地区の事業を遂行する。
- 3 地区会に東地区に2名、西地区に1名の幹事を置く。

第9章 委員会

(委員会)

- 第40条 この会は、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て委員会を設置することができる。
- 2 委員会の執行すべき事務その他必要な事項であって会則に定めのないものは、理事会の決議と して別に定める。
- 3 委員会の委員長は、理事または会員のうちから1名を会長が委嘱する。
- 4 委員会の委員は、理事、会員、会員に所属するものまたはこの会の目的に賛同する図書館関係 者および学識経験者から会長が委嘱する。
- 5 委員長および委員の任期は、任命した会長の在任期間とする。
- 6 会長は、必要に応じて委員長または委員の委嘱をその任期の途中で解くことができる。

第10章 資産および会計

(事業年度)

第41条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第42条 この会の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成 し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とす る。

(事業報告および決算)

第43条 この会の事業報告および決算については、毎事業年度終了度、会長が事業報告書および 計算書類ならびにこれらの付属書類(以下計算書類という)を作成し、監事の監査を受け、理 事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

第11章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第44条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この会は、総会の決議により解散することができる。

第12章 事務局

(設置等)

- 第46条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(会計帳簿等の備置きおよび閲覧)

- 第47条 この会の事務所に、次の書類および帳簿を備え置かなければならない。
 - (1) 会則
 - (2) 役員および会員の名簿
 - (3) 理事会および総会の議事に関する書類
 - (4) 会計帳簿およびその関連資料
 - (5) 事業報告および計算書類ならびにこれらの付属明細書
 - (6) 前号の監査報告書

第13章 個人情報の保護

(情報公開)

第 48 条 この会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に 公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 49 条 この会は、業務上取り扱った個人情報の保護および適正利用に万全を期すものとする。

第14章 補 則

(細 則)

第50条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、 別に定める。

第15章 附則

(入会金および年会費)

- 第51条 この会の入会金および年会費は、以下の通りとする。
 - (1) 正会員A 入会金 100,000 円 年会費 50,000 円
 - (2) 正会員B 入会金 100,000 円 年会費 100,000 円
 - (3) 正会員 C 入会金 50,000 円 年会費 60,000 円
 - (4) 正会員 D 入会金 50,000 円 年会費 110,000 円
 - (5) 個人会員 年会費 10,000円
 - (6) 協賛会員 年会費 20,000円
- 第52条 この会則は、2022年6月14日から施行する。なお、この会則の制定により、昭和30年10月29日制定の日本薬学図書館協議会会則は廃止するものとする。